

全国どなたでも相談できます

様々な税の相談に税理士がお答えします

# 東京税理士会 納税者支援センター

私たちの暮らしには、様々な形で税が関わっています。  
税法を知らないために、思わぬ出費につながることもあります。  
お早めに税理士にご相談ください。



医療費・  
寄付金を  
支払ったとき

マイホームを  
売買したとき



税務  
に関する相談

会計  
に関する相談

その他  
税に関する相談

新しく

事業を始めたとき



相続・贈与が  
あったとき



ご相談方法については  
裏面をご覧ください



**開設日** 月～金  
(祝日・夏期・年末年始を除く)

**開設時間** 午前 10 時～午後 4 時  
(正午～午後 1 時を除く)  
※受付は午後 3 時 30 分まで

**開設場所** 東京税理士協同組合会館内 1 階  
(〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1)

**相談時間** 25 分以内  
※相談は無料です

**アクセス** JR 千駄ヶ谷駅から徒歩 5 分、代々木駅から徒歩 7 分  
都営大江戸線代々木駅または国立競技場駅から徒歩 7 分  
東京メトロ副都心線北参道駅から徒歩 7 分

**相談方法** 電話相談  
専用ダイヤル 03-3356-7137 電話相談は予約制ではありません。

### 面接相談・オンライン相談

面接相談・オンライン相談は予約制となっております。  
詳細はホームページをご確認ください。なお、電話による予約は行っていません。

- ※税理士又は公認会計士に依頼されている方はご利用できません。
- ※相談に対する回答は一般的な範囲で行います。具体的な税額計算や有利判定、申告書等の作成及びチェックは行っていません。
- ※多くの方に利用していただくため、一度ご相談いただいた方は一定期間経過後（2 か月程度）に改めてご相談ください。



### 東京税理士会納税者支援センターホームページ

<https://www.tokyozeirishikai.or.jp/general/consultation/support/>

### 税理士は あなたの暮らしの パートナー



© 税理士会広報キャラクター  
にちぜいくん

税理士は「税理士法」という法律によって、税務に関する業務を独占的に行う資格を与えられた専門家です。  
納税者自らが税額を計算して税務書類を作成し、申告・納税するという申告納税制度のもと、税理士は納税者の皆さまの代理人として適正な申告納税のお手伝いをいたします。

税理士または税理士法人でない者は、たとえ無償であっても、他人の求めに応じて税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことはできません。  
税理士は必ず税理士会に所属しております。

税理士は、職務上知り得た秘密を守る義務があります。  
安心してご相談ください。